

**平成23年度（2011年度）第3回横須賀市情報公開審査会  
「公文書公開制度の運用について（第3回）」議事録**

- ・ 日 時 平成23年6月17日（金）14:00～15:00
- ・ 場 所 横須賀市役所本庁舎3階 302会議室
- ・ 出席委員 原田委員長 三浦委員 遠藤委員 千賀委員 望月委員
- ・ 事務局 行政管理課 尾澤課長 鈴木主査 清水 斉藤
- ・ 傍聴者 なし（議題（1）は公開会議として行われた。）

## 1 開 会

## 2 議 題

### （1）公文書公開制度の運用について

横須賀市長から諮問を受けた公文書公開制度の運用について検討を行った。配付資料に基づき、事務局が前回までの会議の論点について報告を行った後、個別の諮問事項について審議を行った。

#### <審議事項>

**（委員長）** 特定の個人を識別することができないが、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報について、前回までの審議において、個人の人格に密接に関連するものと、著作権などの財産権について侵害するおそれがあるものについて、個別の検討を行ったところである。

諮問資料において、個人の人格に密接に関連するものの類型として、カルテや感想文が例示として示されていたが、他人に知られたくない心情的な部分が記載されているものとして、相談記録についても、併せて検討を行いたい。また、著作権などの財産権を侵害するおそれがある情報については、公文書公開制度と著作権の関係が、平成11年の著作権法の改正によって整理されていることから、著作権があることをもって非公開とすることはできない。未公表の著作物であれば、著作権法第18条の公表権等を侵害するおそれがあり、無記名の著作物であれば、意見照会が行えないこととなる。そのため、当該条文を整備することについて検討を行いたい。

**（委員）** 著作権などの財産権については、権利利益を害する情報の類型として明確であるが、個人の人格に密接に関係するものは、対象が漠然としており、著作権の考え方と同列として扱うことが妥当であるのか。

**（委員）** 条文として規定を置かずに、現行のように逐条解説による運用解釈によって、著作物に対する考え方を手厚く記載し、非公開とするということか。

**（委員）** 個人の人格に密接に関連するものの類型として示された、感想文などに対して公文書公開請求を受けたような場合、現行の規定であれば、どのように解釈して決定を行うこととなるのか。

**（事務局）** 感想文について公開請求を受けた実績はないが、特定の個人が識別できるようなものであれば、条例第7条第1号の規定によって非公開とすることが考えられる。個人が識別できない無記名の感想文については、条例第7条第1号の解釈をもとに諾否決定を行うこととなるが、現行の条文では読みきれないという考え方から、今回の条文整備に関する諮問を行ったものである。

**(委員)** 現行の条文の規定のままでは、対応しきれないと考えられる。

**(委員)** 個人の身体、財産、評判という観点から、条例上保護すべき情報として整理するという考え方もあるのではないか。個人の身体や財産に関する情報については、現行の規定のままでも対応できるとしても、個人の評判という観点からは、無記名のものなど特定の個人が識別できないものについては、現行の条文では対応できないこととなる。

**(委員)** 特定の個人が識別できないような情報であったとしても、謝罪や反省などに関し、心情をさらけ出した情報や、他人に知られたくないような情報については、補完的にはあるとしても、守るべき権利利益であるとして条文に規定することは妥当であると考えられる。

**(委員)** 非公開とする情報の類型は、あらかじめ定めておくとしても、類型にあるからといって、一律に非公開とすることは妥当であるのか。

**(委員)** 内容による個別の判断が求められるべきではないか。

**(委員)** 条文については、すべてを網羅して規定することはできないものである。今回の改正については、諮問事項の範囲までとしておき、条文の解釈については、逐条解説などにおいてどのように考え方を表現できるかということも求められるのではないか。

**(委員)** 条文としては、ある程度抽象的な表現に留まってしまっても仕方がないのではないか。

**(委員長)** 特定の個人を識別することができないが、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報を非公開情報として規定することについては、各委員の意見は一致していると考えられる。個別の考え方については、答申の中で盛り込むこととしていきたい。

#### **<各委員>**了承

**(委員長)** 災害時等における特例延長の規定の追加については、前回までの審議において、規定を設けることそのものについても議論があり、制度のあり方についても様々な議論があったところである。

**(委員)** このような規定を設けようとした経緯は、何であるのか。

**(事務局)** 震災に対する対応が諮問の経緯となる。災害への対応によって、人員を割くような場合においては、公開請求に対応しきれないような状況も想定されることから、条例の規定に延長措置を設けるものである。

**(委員)** 仮に、請求者が裁判や不服申立てを提起するような場合においては、どの時期で事後救済手続に移行することとなるのか。裁判や不服申立てを提起する側にとって、このような延長規定は阻害要因となってしまうのではないか。また、市においては、様々な行政処分を行っており、延長という考え方においては、公文書公開請求においてだけでなく、他の事務との連絡調整があってもよいのではないか。

**(事務局)** 全庁的な申し合わせは行っていない。情報公開条例において、他の行政処分にならない制度を構築することとなる。

**(委員)** 不作為の状態の判断については、どのように扱われることになるのか。

**(委員)** 有期の延長であったとして、延長期間が経過したような場合においては、期間が経過した段階における被害の状況を踏まえた判断を再度せざるを得ないのではないか。無期に延長がなされた場合においては、請求者側にとっては、いつをもって延長の終期とするかが問題となり、訴訟や不服申立てに移行する時期が、制度設計における課題となる。

**(委員)** 情報公開条例だけにこのような制度を設けることは、他の行政処分への影響もあるのではないか。

**（委員）** このような問題は公文書公開制度に限らず、起こり得る問題ではないか。

**（委員）** 標準処理期間であれば、合理的な遅延の理由があればよいが、例えば、法令に処理期間が定められている建築確認において、壊滅的な被害を受けた地域内での確認が下りないことを争うというような事態が起こったとしても、実態を踏まえた判断もあり得るのではないか。

**（委員）** 庁舎の損壊など、物理的に大きな被害を被った場合や、市域レベルでは直接的な被害がなくとも、他都市に職員を応援派遣している状況もありえることから、具体的な状況も考慮されるのではないか。また、延長規定の決め方によっては、別の課題が生じるおそれがあるのではないか。

**（委員）** 裁判に限らず、請求者の便宜を図るためにこのような制度設計を行うのではないか。

**（事務局）** 災害時等において、公文書公開請求にどこまで対応できるのかという懸念があり、請求者への配慮の観点からこのような規定を設けるものである。

**（委員）** 個別の事務における細かな制度設計によって、市の他の業務とのバランスを失うことは好ましくないのではないか。法体系は、常識的な判断によって形成されていくものである。細かな制度設計はよいが、他の法令にない制度を一つの場面のみにおいて構築する必要があるのか。

**（委員長）** 各委員の意見を集約したところ、想定し難い事例を前提に、あえて制度化をする必要がないというような消極的な意見が大半であったことから、本件については、制度化しない方向で答申において考え方を整理したい。

**<各委員>** 了承